

令和6年（行ウ）第85号地位確認等請求事件

原告 新田久美ほか9名

被告 国

証拠説明書（甲A）（10）
（甲A231号証～甲A279号証）

令和6（2024）年12月20日

東京地方裁判所民事第2部D b 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺原真希子

ほか24名

甲号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲A 231	答 弁 書 第 三 二 一 号 内 閣 参 質 一 八 九 第 三 二 一 号	写し	2015. 10. 6	内閣総理大臣 安 倍 晋 三	夫婦同氏を法的に強制する国は 世界で日本だけであること
甲A 232	ジェンダー法 研 究 第 8 号 「比較法から 見た姓」（抜 粋）21～34 頁	写し	2021. 12. 1 0	床谷文雄	世界各国において共通して婚姻 後も婚姻前の氏を保持すること を認める流れが進んできたこと
甲A 233	婚姻に伴う氏 の変動に関す る諸外国の法 制度の調査報 告書	写し	2024. 12. 1 7	原告ら訴訟代理 人	調査を実施した 95 国のうち、 婚姻と氏が連動せず別氏を原則 とする国が 33 カ国あり、夫婦 同氏制度がある 62 カ国でも、 配偶者の両方が婚姻後に婚姻前 の自己の氏を保持したまま、法 的に婚姻することが可能である こと。
甲A 234の1	日本の第9回定 期報告に関す る最終見解	写し	2024. 10. 3 0	国連女性差別撤 廃委員会	国連女子差別撤廃委員会が、最 新の日本の定期報告に対して、 夫婦同氏を強制する民法 750 条

					の改正につき、従前から勧告がなされているにも関わらず、改正に向けた措置が全くとられていないことについて懸念を示し、女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるように法改正をするよう改めて勧告したこと。
甲 A 2 3 4 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 0	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 2 3 5	米国国務省 20 国別人権報告 書—日本に関 する部分（抜 粋）	写し	2016 ～ 2024	米国国務省民主 主義・人権・労 働局 日本語訳：在日 米国大使館と領 事館	米国国務省が世界各国の人権状 況に関して年次で分析を行う報 告書においても、平成 27 年以 降最新の令和 5 年報告書に至る まで毎年夫婦同氏制度が女性差 別であるとして取り上げられて いること
甲 A 2 3 6 の 1	American Convention on Human Rights: “Pact of San José, Costa Rica”（米州人 権条約（「サン ホセ協定」）） （抜粋）	写し	1969 採択 1978 発効	米州機構	米州人権条約において、子ども は「両親または両方の一方の氏 を名乗る権利」が保障するとさ れていること
甲 A 2 3 6 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 0	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 2 3 7 の 1	南オーストラ リア州 19 8 8 年 養 子 法 （抜粋）	写し	2018. 12. 1 5	南オーストラリ ア州	オーストラリアにおいては、養 子縁組許可の際に、子が 12 歳 を超える場合には、本人の同意 がなければ氏を変更しないとさ れていること
甲 A 2 3 7 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 0	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 2 3 8	外 国 の 立 法 No. 300-2	写し	2024. 8	国立国会図書館 山岡規雄	ドイツにおいては両親の離婚ま たは一方の親の死去に伴い、親

	「【ドイツ】 氏の選択に関する 民法典の改正」（抜 粋）18～19頁				は子の氏を変更することができ るものの、子が5歳以上の場合 には子の同意を必要とするよう 法改正が行われたこと
甲A 239の 1	自由権規約委員 会一般的意見16：17条 （私生活、家族、通信等の 保護）	写し	1988.4.8	自由権規約委員 会	自由権規約委員会が、自 由権規約17条（私生活、家 族、通信等の保護）に関して、 法によって規定されたものであ っても「恣意的な干渉」は許さ れないとの一般的意見を出して いること
甲A 239の 2	上記和訳	写し	不明	訳者： 日本弁護士連合 会	同上。 なお、採択日は1988年4月8 日と訂正すべきである。
甲A 240	普遍的国際社 会への法の挑 戦一芹田健太 郎先生古稀記 念「女性差別 撤廃条約から 見た民法750条 -夫婦同氏制 度」（抜粋） 33～59頁	写し	2013.3	林陽子	自由権規約委員会が、自己の 氏名を選択又は変更する権利が 自由権規約17条のプライバシー 権に含まれることを確認する とともに、その権利を制限する 国の側が氏の変更という手段の 合理性を証明できないときは、 国家による恣意的な干渉にあた るとしていること等
甲A 241	国際人権30 号「国際人権 法の輪の中 に」（抜粋） 8～9ページ	写し	2019.11.5	泉徳治	自由権規約の多くの規定が直 接適用可能性を有し、日本でも 裁判規範となり、自由権規約委 員会の所見や欧州人権条約の条 文にかかる欧州人権裁判所の解 釈が参照されるべきとされている こと。
甲A 242の1	欧州人権条約 第8条に関する 解釈指針（抜 粋）76～77頁	写し	2024.4.9	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所が、氏及び名 を選択する権利は欧州人権条約 8条により保護される「私生 活」に含まれるとし、氏の変更 に関する多くの事件において8 条違反の判断や8条をふまえた

					14 条（差別禁止）違反の判断を行っていること。
甲 A 2 4 2 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 2 4 3	ヨーロッパ人 権裁判所の判 例「46 氏名 婚姻後の姓の 選択における 男女平等 —ブルクハル ツ判決」（抜 粋）302～304 頁	写し	2008. 9. 15	中井伊都子	欧州人権裁判所が夫が妻の氏 を家族の氏として選んだ場合 に、自己の氏を妻の氏の前につ なげた結合氏にすることが認め られていなかったスイスの氏制 度について、氏名の持つ重要性 を強調し、欧州人権条約 8 条が 保障する私生活及び家族生活の 尊重の権利をふまえた 14 条 （差別の禁止）に違反すると判 断したこと。
甲 A 2 4 4 の 1	Information Note on the Court's case-law No. 69 - Ünal Tekeli v. Turkey（裁判 所の判例に関 する情報通知 第 69 号—Ünal Tekeli v. Turkey 判決）	写し	2004. 11	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所が既婚女性が 公的文書で旧姓のみを使用する ことができないとしたトルコの 氏制度について、個人の身分変 動に関する記録管理に影響が生 じたとしても、欧州人権条約 8 条が保障する私生活及び家族生 活の尊重の権利をふまえた 14 条（差別の禁止）に違反すると 判断したこと。 また、共同の氏の使用によっ て家族の結束を反映させるとい う目的は、当該制度の正当化事 由には足り得ないと判断したこ と等。
甲 A 2 4 4 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 2 4 5 の 1	Information Note on the Court's case-law No.	写し	2010. 11	欧州人権裁判所 書記局	甲 A 2 4 3 の 1 に同じ。

	135 - Losonci Rose and Rose v. Switzerland (裁判所の判 例に関する情 報通知 第 135 号 —Losonci Rose and Rose v. Switzerland 判 決)				
甲 A 245 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 246 の 1	Press Release: Transmission of the father's surname reflects discriminatio n based on the parents' sex (プレスリリ ース：父の氏 を継承は、親 の性別に基づ く差別を反映 している)	写し	2014. 1. 7	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所が、イタリアの 法制度において子供に対して父 親の氏をつけることができるの に対し、母親の氏をつけること が許容されていないことは、親 の間に性別に基づく差別がある として、欧州人権条約 8 条が保 障する私生活及び家族生活の尊 重の権利をふまえた 14 条（差 別の禁止）に違反すると判断し たこと。
甲 A 246 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 247	選択的夫婦別 氏制度に関す る審議の中間 まとめ	写し	2001. 10. 1 1	男女共同参画会 議基本問題専門 調査会	内閣府に設けられた男女共同 参画会議の下に置かれた基本問 題専門調査会が、選択的夫婦別 氏制度の導入が望ましいと議論

					を取りまとめていること。
甲 A 248 の 1	Resolution (78) 37 On Equality of Spouses in Civil Law (決 議第(78)37 号 民法における 配 偶 者 の 平 等)	写し	1978. 9. 27 採択	欧州評議会閣僚 委員会	欧州評議会閣僚委員会が、加 盟国政府に対して民法上の配偶 者の平等を認め、またはこれを 推進するように勧告するととも に、各配偶者が婚姻前に有して いた氏を保持する制度等の採用 を求めたこと。
甲 A 248 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 249 の 1	Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa (ア フリカ人権憲章 に基づく女性 の 権 利 議 定 書) (抜粋) 8 ～9 頁	写し	2003 採択	アフリカ連合	アフリカ人権憲章に基づく女 性の権利議定書（マプト議定 書）において、婚姻における男 女の平等のため、「既婚女性は、 旧姓を保持し、夫の氏と併 用するか、別々に使用するかも 含めて、それを自由に使用する 権利を有する」ために締約国に 対して国内立法措置をとるよう に求めていること。
甲 A 249 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 250 の 1	Wisconsin Women's Law Journal Vol. 12:253, “ The Name of the Maiden”	写し	1997	オミ・モルゲン ステルン・ライ スナー	アメリカにおける旧姓の保持 を巡る運動の歴史、及び司法が 最終的には婚姻時に女性が姓を 変更しない権利を確認したこと

甲 A 250 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 251	時の法令 1562 号「外国法に おける夫婦の 氏『今昔物語 』」34～46 頁	写し	1998. 1. 30	久武綾子	世界各国における夫婦の氏に ついての過去や現在の法制度の 概要
甲 A 252 の 1	Marquette Law Review Vol. 59 Issue 4, “Women’s Name Rights”	写し	1976	パトリシア・ J・ゴレンス	米国において、女性が婚姻に 伴い夫の氏を名乗る義務を有し ないと判断した裁判例の概要
甲 A 252 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲 A 253 の 1	Gleichstellung g der Ehegatten im Namens- und Bürgerrecht; Bundesrat setzt ZGB- Änderung auf den 1. Januar 2013 in Kraft (配偶者の氏 名と 市民権の 平等、連邦理 事会によるス イス民法典の 改正が 2013 年 1 月 1 日に発 効)	写し	2012. 4. 23	スイス連邦評議 会	スイスにおいて、2013 年に 発効した民法の改正によって、 婚姻によっても従前の氏名を保 持することができることが原則 とされたこと。
甲 A 253 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 4	訳者： 弁護士橘高真佐 美	同上

甲A 254の 1	グローバル・コミュニケーション研究第1号 “Marriage and Marriage Registration in Thailand” (タイにおける結婚および婚姻届) (抜粋) 61-68頁	写し	2014	重富スパポーン	タイ王国における氏制度、とりわけ女性が姓を選択する権利に着目した歴史。
甲A 254の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 15	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 255の 1	女性差別撤廃委員会報告書第20回・21回会期	写し	1999. 8. 20	国連女性差別撤廃委員会	タイ王国が1999年に女性差別撤廃委員会において、氏名法等の改正を迅速にすべきと勧告されていること。
甲A 255の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 15	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 256の 1	憲法裁判所の判決第25/2546号の要約	写し	2003. 6. 5	タイ王国憲法裁判所	タイ王国の憲法裁判所が、当時の氏名法が婚姻女性に夫の氏の使用を強制するものとして不当な差別であるとして、無効とされたこと。
甲A 256の 2	上記和訳	写し	2024. 5. 10	訳者： 弁護士大谷秀美	同上
甲A 257	タイ法律相談[ゼロアジア]タイ夫婦別姓の法的背景	写し	2021. 7. 2	タイ法律相談ゼロアジア	タイ王国における婚姻時の姓の使用及びその制度の歴史的変遷。
甲A 258の	女子差別撤廃委員会の最終	写し	2010. 8. 16	国連女性差別撤廃委員会	トルコが2010年に女性差別撤廃委員会の勧告において、ト

1	見解—トルコ				ルコが 2004 年の欧州人権裁判所の判決が、女性に旧姓を保持する権利を認めているにも関わらず、民法がそれに合致しないままであることについて問題視していること。
甲 A 258 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲 A 259 の 1	プレスリリース 既婚女性が旧姓を名乗れないのは差別	写し	2013. 5. 28	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所が、トルコ国内法が男性は婚姻後も自らの氏を保持することができるのに対して、女性はそれが認められていないと訴えたことに関して、欧州人権条約 8 条が保障する私生活及び家族生活の尊重の権利をふまえた 14 条（差別の禁止）に違反すると判断したこと。
甲 A 259 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲 A 260 の 1	プレスリリース ブルガリア、マルタ、スイス、トルコに関する法廷判決	写し	2013. 9. 3	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所は、トルコの他の女性からの婚姻後に旧姓の保持が認められないことについての訴えについても、甲 A259 の 1 と同様の判決を出していること。
甲 A 260 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲 A 261 の 1	プレスリリース ハンガリー、イタリア、リトアニア、モルドバ共和国、オラ	写し	2013. 12. 1 0	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所は、トルコの他の女性からの婚姻後に旧姓の保持が認められないことについての訴えについても、甲 A259 の 1、甲 A260 の 1 と同様の判決を出していること。

	ンダ、ルーマニア、セルビアおよびトルコに関する判決				
甲 A 261の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 0	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲 A 262の 1	トルコの第7回定期報告に関する最終見解	写し	2016. 7. 25	国連女性差別撤廃委員会	トルコが 2016 年に女性差別撤廃委員会の勧告において、2013 年の欧州人権裁判所の判決が、女性に旧姓を保持する権利を認めているにも関わらず、民法がそれに合致しないままであることについて懸念を示し、同判決や条約に合致した、女性の氏名に対する平等な権利を確保するような法改正を要請されていること。
甲 A 262の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲 A 263の 1	トルコの第8回定期報告に関する最終見解	写し	2022. 7. 12	国連女性差別撤廃委員会	トルコが 2022 年に女性差別撤廃委員会の勧告において、2013 年の欧州人権裁判所の判決が、女性に旧姓を保持する権利を認めているにも関わらず、民法がそれに合致しないままであることについて懸念を示し、同判決や条約に合致した、女性が自身の姓を保持し、希望すればその氏を子に継承させることを認めるよう民法改正をするよう勧告したこと。
甲 A 263の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上

甲A 264の 1	プレスリリース 合憲性審査	写し	2023. 4. 28	トルコ共和国憲 法裁判所	トルコの憲法裁判所は、2023年に、男性は婚姻後も婚姻前の自らの姓を保持できることに対して、女性はこれが許されていないことは平等原則に反するため、これを規定する民法の条項は無効であるとされたこと 判示においては、身分の記録の秩序と利便性を確保するという目的は差別的取り扱いの正当化根拠とはならず、また共通の氏が家族の絆の維持に必須であるということとはできないとされていること等。
甲A 264の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 265の 1	トルコ憲法裁判所、既婚女性に夫の氏を名乗ることを義務づける民法規定を無効とする	写し	2023. 6. 2	アメリカ議会図書館	前号証拠記載のトルコの最高裁判決の内容やそれが出された経緯等。
甲A 265の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 6	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 266の 1	勧告 1271 (1995) 氏の選択と両親の氏の子どもへの継承における男女間の差別	写し	1995. 4. 28 採択	欧州評議会議員 会議	欧州評議会が、その議員会議において、締約国に対して、1氏を子どもに継承する際に母親と父親の間に厳格な平等が確保されること、2結婚の際に共通の氏を選択するにあたり厳格な平等を確保されること、3嫡出子と嫡出でない子との間における氏の付与に関する差別をなくすこと、強く勧告していること。

甲A 266の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 6	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 267の 1	女性差別撤廃 委員会の最終 コメント：フ ランス	写し	2008. 4. 8	国連女性差別撤 廃委員会	国連女性差別撤廃委員会が、 フランスにおいて、子どもの氏 の承継に関して、夫婦間の合意 がない場合に、父親の氏を承継 することが原則とされているこ とに対して懸念を示しているこ と
甲A 267の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 7	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 268	「子どもに家 族姓の選択肢 を——夫婦別 姓の国フラン スが実現した ジェンダー平 等へのさらな る一歩」	写し	2022. 5. 21	Vogue Japan Natsuki Prado 記者	フランスにおいて 2022 年 7 月 から、成人は市役所への届出の みによって、父親の氏・母親の 氏・あるいは両親の 2 つの氏か らなる併記氏に変更することが できるようになったこと。 未成年の子どもの氏について は、従前の通り両親のいずれか の氏や併記氏を継承するだけ でなく、その後に自分の氏を継 承させなかった親が自分の氏を 通称として付け加えることが できるようになったこと。
甲A 269の 1	フランスの第7 回及び第8回 同定期報告に 関する最終見 解	写し	2016. 7. 25	国連女性差別撤 廃委員会	女性差別撤廃委員会が、子の氏 の選択が法律上可能となったこ とを歓迎しつつが、実際には それが広まっていないことか ら、父の氏を優先する家父長制 を排除するため、氏を子に継承 させることについて男女平等の 権利があることを親に知らせる 措置をとるように勧告をしたこ と。
甲A 269の	上記和訳	写し	2024. 12. 1 7	訳者： 弁護士谷口太規	同上

2					
甲 A 270 の 1	LOI no 2022-301 du 2 mars 2022 relative au choix du nom issu de la filiation (2022 年 3 月 2 日 の 法 律 第 2022-301 号 親子関係に基づく氏の選択に関する法律)	写し	2022. 3. 2	フランス共和国 大統領	フランスにおいて、届出により自らの氏を両親のいずれかの氏または複合氏に変更することや、出生時に親のいずれかの氏が付けられた子がその後にもう一方の親の氏を引き継ぐことを可能にした法律改正の内容等。
甲 A 270 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 16	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲 A 271 の 1	憲法的法律、立法及び一般行政に関する委員会による報告書―親子関係に基づく氏の選択に関する法案について	写し	2022. 1. 19	憲法的法律、立法及び一般行政に関する委員会	上記甲 A 270 の法案審議の内容等。
甲 A 271 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 16	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲 A 272 の 1	The Italian Law Journal Vol. 03 - No. 01, “The Child’ s Surname in the	写し		Loredana Tullio	イタリアの憲法裁判所が、子の氏については、慣習法上、父の氏を称することとされていたことについて、憲法に定める男女平等に違反するとしたこと等。

	Light of Italian Constitutional Legality” (抜粋) 221～236頁				
甲A 272の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 16	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 273の 1	イタリア憲法裁判所プレスリリース	写し	2022. 4. 27	イタリア憲法裁判所広報・報道室	イタリアの憲法裁判所が、両親が合意しているにもかかわらず、母親の氏のみを名乗らせることができないこと及び両親の合意がない場合には父親の氏のみを名乗らせるという子の氏に関する規則がイタリア憲法及び欧州人権条約に抵触すると判断したこと等。
甲A 273の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 18	訳者： 弁護士橘高真佐美	同上
甲A 274の 1	「Mexico allows baby to be registered with maternal surnames for first time」 (メキシコ、母の氏で赤ん坊を登録することを初めて認める)	写し	2017. 1. 4	ガーディアン (AP 通信の記事を引用配信)	メキシコにおいて裁判所の命令によって両親の氏がどちらも登録された子が誕生したこと等。
甲A 274の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 16	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 275	子の氏も男女平等へ チリ 氏選択容	写し	2021. 5. 11	しんぶん赤旗	夫婦別氏制度をとるチリにおいて、子どもの氏について従前は父親の氏を先にし、母親の氏

	認法を公布 父親が先→母 親が先でも O Kに				を後にする複合氏だったものについて、この順番について選べる法律が公布されたこと
甲 A 276 の 1	Costa Rica lifts “patriarchal” requirement to put father’s last name before mother’s (コ スタリカ、父 親の氏を母親 の氏の前に記 載する「父系 優先」の義務 を撤廃)	写し	2024. 1. 25	AP 通信	コスタリカにおいて、最高裁判 所が父親の氏を母親の氏の前に 記載する義務につき、女性に対 する差別を含むものとして憲法 に適合しないと判断されている こと。 また、氏は人間の人格の不可分 な一部であるとも述べられてい ること。
甲 A 276 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 6	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲 A 277 の 1	韓国の第8回定 期報告に關す る最終見解	写し	2018. 3. 14	国連女性差別撤 廃委員会	国連女性差別撤廃委員会が、韓 国の定期報告に対して、勧告の 民法第 781 条第 1 項が、子ども が母の氏を名乗るには、結婚の 際に父が同意しなければならないと規定し、父系主義を維持し ていることに懸念を示している こと
甲 A 277 の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 6	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲 A 278 の 1	韓国の第 9 回 定期報告に關 する最終見解	写し	2024. 6. 6	国連女性差別撤 廃委員会	国連女性差別撤廃委員会が、 韓国の定期報告に対して、憲法 裁判所が戸主制度を否定する判 決を出しているにも関わらず、 韓国の民法第 781 条第 1 項が、 子どもが母の氏を名乗るには、

					結婚の際に父が同意しなければならないと規定し父系主義を維持していることに対して、懸念を示していること
甲A 278の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 6	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 279	韓国政府、父の氏を優先する原則廃棄…母の氏も使えるよう法改正へ	写し	2021. 4. 28	朝鮮日報キム・ヨンジュ記者	韓国政府が、子どもの氏を決める際に、父親の氏を優先的につける父の氏の優先主義原則を廃棄する法改正を進めることにしたこと

以上